

平成 29 (2017) 年度
日本非核宣言自治体協議会
第 34 回総会 議案書

日 時 平成 29 (2017) 年 5 月 29 日 (月) 14 時 30 分～15 時 30 分

場 所 長崎原爆資料館ホール

日本非核宣言自治体協議会

目次

議案 1

| | | |
|-----------------|-------|----|
| 平成 28 (2016) 年度 | 事業報告 | 1 |
| 平成 28 (2016) 年度 | 収支決算書 | 9 |
| 平成 28 (2016) 年度 | 監査報告 | 11 |

議案 2

| | |
|---------------------------|----|
| 研修会における会員自治体の平和の取組の発表について | 12 |
|---------------------------|----|

議案 3

| | | |
|-----------------|-------|----|
| 平成 29 (2017) 年度 | 事業計画案 | 13 |
| 平成 29 (2017) 年度 | 収支予算案 | 16 |

議案 4

| | | |
|-----------------|-------|----|
| 平成 29 (2017) 年度 | 役員体制案 | 18 |
|-----------------|-------|----|

議案 5

| | |
|-----------|----|
| 総会決議案について | 19 |
|-----------|----|

参考資料

| | |
|-----------------|----|
| ・日本非核宣言自治体協議会会則 | 20 |
| ・特別事業準備基金要綱 | 23 |
| ・国際会議等参加費補助要綱 | 24 |

平成 28 (2016) 年度 事業報告

1 協議会への加入・脱退

新規加入自治体 (9 自治体)

標茶町 (北海道)、郡山市 (福島県)、八千代市 (千葉県)、滑川市 (富山県)、
下條村 (長野県)、木祖村 (長野県)、美濃加茂市 (岐阜県)、明和町 (三重県)、
三次市 (広島県)

脱退自治体 (1 自治体)

青森市 (青森県)

会員自治体数 322 (平成 29 年 3 月末日現在)

2 第 33 回総会の開催

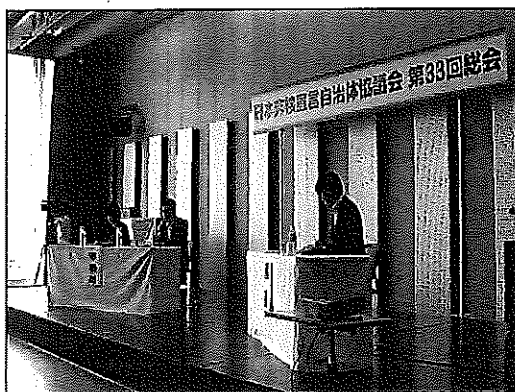
平成 27 年度決算・事業報告、平成 28 年度予算・事業計画、平成 28 年度役員体制、総会決議文の議案を決議した。

日 時 平成 28 年 5 月 26 日 (木) 14 時 30 分～15 時 40 分

場 所 まつもと市民・芸術館 3 階オープンスタジオ (松本市 (長野県))

出席者 57 自治体 68 人 (うち非会員 6 自治体 6 人)

総会決議 日本政府 (内閣総理大臣・外務大臣)、在日大使館 165 か国をはじめ、
国連事務総長・ジュネーブ軍縮部、朝鮮民主主義人民共和国、国連北朝鮮
代表部大使に決議文を送付した。



第 33 回総会

3 役員会、研修会等の開催

会長 (1 人)・副会長 (5 人)・幹事 (18 人)・監事 (2 人) によって構成される役員会を年 2 回開催し、総会議題等の重要課題について協議を行っている。その第 1 回を総会と同日に実施した。

また、平成 27 年度収支決算について会計監査を実施した。

(1) 役員会

第1回

日 時 平成28年5月26日(木) 13時30分～14時20分
場 所 まつもと市民・芸術館 M2階会議室(松本市(長野県))
出席者 23役員都市 27人

第2回

日 時 平成29年1月27日(金) 13時30分～14時20分
場 所 たかまつミライエ 6階 学習研修室3(高松市(香川県))
出席者 23役員都市 26人

(2) 研修会

第1回

○平和トーク

日 時 平成28年5月26日(木) 15時50分～17時30分
場 所 まつもと市民・芸術館 主ホール(松本市(長野県))
出席者 57団体68人(来場者 約350人)
テーマ 「語り継ぐ戦争 語り合う平和」

内 容

ア 意見発表

長崎市長 田上富久 「被爆の実相と核兵器を取り巻く世界の動き」
松本市長 菅谷 昭 「医療支援活動の経験、松本市の取組み、等」
信州大学・松本大学生 「若者が松本地域で、戦争をどう教えられ、ど
う語り継がれてきたか」

イ 意見交換

戦争をどう語り継ぎ、これから核兵器の廃絶と平和の実現に向けてど
のように若者が取り組むかについて、長崎市長・松本市長と信州大学、
松本大学の学生が意見交換を行った。

コーディネーター 尻無浜 博幸(松本大学総合経営学部教授)

ウ 合唱

波田少年少女合唱団

○フィールドワーク(松本学都巡り)

日 時 平成28年5月27日(金)

内 容 Aコース

平和祈念像(あがたの森公園)、松本城、平和の灯モニュメント
(松本市役所)、松本市文書館

Bコース

松本市美術館、旧開智学校、平和祈念像(あがたの森公園)、
平和の灯モニュメント(松本市役所)

第2回

日時 平成29年1月27日(金) 14時30分～17時
場所 たかまつミライエ 1階 多目的室(高松市(香川県))
出席者 39団体78人(来場者 約130人)
内容

ア 講演

「核兵器禁止に向けた世界の動きと日本の役割」

講師 中村 桂子(長崎大学核兵器廃絶研究センター准教授)

イ 開催地の平和の取り組み

塩谷 重昭(高松市平和記念館長)

空襲体験談

喜田 清(高松空襲を記録する会)

小中学生による体験記朗読

ウ 高松市平和記念館見学ツアー

(3) 会計監査

日時 平成28年4月15日(金) 14時30分～16時
場所 事務局(長崎市)
出席者 監事(八尾市・豊中市)、事務局(長崎市)

4 非核宣言実施状況の調査

国内の自治体の非核宣言実施状況を把握し、自治体による宣言実施の促進を図ることを目的として、宣言実施の有無等について調査を行った。

対象 非核・平和宣言をしていない184自治体

基準日 平成28年9月6日

結果 新たに15自治体が宣言していることが判明

5 協議会未加入自治体への加入案内等

協議会への加入を促進するため、非核宣言自治体のうち協議会未加入の自治体に対して、平成28年9月に加入案内を送付した。また、一部未加入自治体首長へは直接の加入要請を行った。

(1) 加入案内送付

非核宣言自治体のうち、本協議会に未加入の1,285自治体に対して、加入案内を送付した。

また、今年度、新たに非核宣言をしていることが判明した15自治体にも加入案内を送付した。

(2) 第6回平和首長会議国内加盟都市会議総会(平成28年11月7日～8日、千葉県佐倉市)におけるパンフレット配布

6 核兵器廃絶に関する情報や資料の収集及び普及
自治体の平和行政推進にかかる参考資料の配布、平和事業に関する調査を行った。

(1) 「長崎平和宣言」「広島市平和宣言」の配布

自治体数 1,603 (会員自治体 318 (長崎市を除く)、非会員自治体 1,285)

(2) 平成 28 年度平和事業調査

会員自治体を対象に各自治体が行っている平和事業の実績を収集し、協議会ホームページに掲載。

対象 323 会員自治体

掲載日 平成 29 年 3 月

(3) リーフレット「北東アジア非核兵器地帯の創設に向けて」を改訂し配付

対象 323 会員自治体

配布日 平成 29 年 3 月

7 各種事業の実施

(1) 親子記者事業

会員自治体の小学生とその保護者 9 組を記者として募集し、被爆地の平和への取組みを全国へ広めるとともに、核兵器廃絶と平和の願いの継承を図った。

抽選で選ばれた親子は、長崎市で平和関連行事や被爆者等への取材を行った内容を記事にまとめ、「おやこ記者新聞」として発刊し、会員自治体等に配布した。終了後、参加者は在住市の首長表敬や学校の集会などでそれぞれ活動報告を行った。

開催日 平成 28 年 8 月 8 日 (月) ~ 11 日 (木・祝)

開催場所 長崎市内 (プレスセンターを長崎市平和会館に設置)

応募者数 152 組

発行部数 1,500 部 (会員自治体ほか応募者、取材先などに配布)



おやこ記者新聞第9号



田上会長と親子記者の皆さん

(2) 巡回原爆展

平成15年度に本協議会設立20周年事業として、原爆写真展の貸出を開始した。写真パネルは各ブロックの幹事が保管し、要望があった自治体に貸し出している。

ア 平成28年度開催実績

開催数 13自治体(14か所)

札幌市(北海道)、旭川市(北海道)、名寄市(北海道)、金ヶ崎町(岩手県)、美里町(宮城県)、富士見市(埼玉県)、練馬区(東京都)、大口町(愛知県)、武豊町(大口町)、鈴鹿市(三重県)、四日市市(三重県)、豊中市(大阪府)南風原町(沖縄県)

入場者数 19,093人(入場者数の報告があった分のみ集計)

イ 累積実績(平成19年度以降)

開催数 延142自治体

入場者数 延111,011人

(3) ミニミニ原爆展

原爆写真資料を小スペースでも展示できるように、平成21年度に資料内容やサイズを見直して作成した。海外での展示も見据え、平成23年度から26年度にかけて11か国語に翻訳し、日本語を含めて全12言語のポスターの配布を行ってきた。

ア 平成28年度開催実績

開催数 25自治体・団体(44か所)

入場者数 24,814人(入場者数の報告があった分のみ集計)

イ 累積実績(平成21年度以降)

開催数 延383自治体・団体

入場者数 延581,234人

ウ 海外へのポスター配布実績

カリフォルニア州(米国、英語版)

在コスタリカ日本大使館(コスタリカ、スペイン語版)

平和祈念式典初参列国(10か国、各言語版)※DVDを配布

マサチューセッツ州イプスウィッチ市(米国、英語版)

ワシントン大学パーク博物館(米国、英語版)

(4) 平和と学びポスターセットの作成

小学生低学年の児童が、戦争と被爆の実相や平和の大切さへの理解を深めるとともに、「核兵器のない世界」を目指して自分たちにもできる取組みがあることを親しみやすく学べるよう、写真・イラストを用いたポスターを新たに作成した。

1セット 11枚(A2判)

発行部数 400セット

(5) 平和首長会議原爆展

平和首長会議において、平成 24 年度に加盟都市が 5,000 都市を突破したことを記念して作成された原爆展ポスターを本協議会の会員自治体にも配布した。そのポスターを使用して、平成 28 年度も会員自治体において原爆展が開催された。

ア 平成 28 年度開催実績

開催数 2 自治体 (相模原市 (神奈川県) 3 か所、南箕輪村 (長野県)、計 4 か所)

入場者数 不明

イ 累積実績 (平成 24 年度以降)

開催数 延 156 自治体

入場者数 延 195,669 人

(6) ホームページによる情報発信

協議会ホームページを運営し、協議会の各種事業、抗議文や要請文、各自治体の宣言文等の掲載を行っている。また、平成 25 年度に立ち上げたフェイスブックでも情報を発信した。

ホームページアドレス <http://www.nucfreejapan.com/>

フェイスブックアドレス <https://www.facebook.com/nucfree>

(7) 被爆アオギリ・被爆クスノキの苗木配布

被爆アオギリ (広島) 及び被爆クスノキ (長崎) の苗木を要望があった自治体に配布している。平成 14 年度から協議会設立 20 周年事業として開始し、平成 26 年度以降は平和首長会議を介しても配布している。

平成 28 年度配布実績 (34 本)

・クスノキ (13 自治体 計 16 本)

会員自治体

松本市 (長野県)、半田市 (愛知県)、伊勢市 (三重県)、日田市 (大分県)、諫早市 (長崎県)

平和首長会議加盟自治体

江東区 (東京都)、清川村 (神奈川県)、山ノ内町、野沢温泉村 (以上長野県)、長久手市、幸田町 (愛知県)、古賀市 (福岡県) 4 本、香春町 (福岡県)

・アオギリ (17 自治体 18 本)

会員自治体

美里町 (宮城県)、半田市 (愛知県)、伊勢市 (三重県)、高槻市 (大阪府)、

平和首長会議加盟自治体

坂戸市 (埼玉県)、江東区、府中市 (以上東京都)、清川村 (神奈川県)、山ノ内町、野沢温泉村 (以上長野県)、長泉町 (静岡県)、岩倉市 2 本、長久手市、幸田町 (以上愛知県)、伊賀市 (三重県)、泉南市 (大阪府)、香春町 (福岡県)

累積配布実績 (平成 14 年度以降)

クスノキ 延 97 自治体 182 本配布

アオギリ 延 107 自治体 159 本配布

(8) 核実験等への抗議・要請

核実験が実施された場合等、本協議会として抗議文等を関係先へ送付した。

平成 28 年度

① 核実験への抗議

送付日 平成 28 年 9 月 9 日
相手国 北朝鮮
内容 核実験実施に対する抗議
核実験実施 平成 28 年 9 月 9 日

② 日本政府への要請

送付日 平成 28 年 10 月 28 日
相手国 日本政府（外務省）
内容 国連総会第一委員会において、日本政府が核兵器の法的禁止の 2017 年中の交渉開始を求める決議案に反対したことを受けて、核兵器廃絶と恒久平和の実現に向けて先導的な役割を担うよう要請

8 平和啓発事業の実施

(1) U-40 世代の交流によるネットワーク拡大事業

全国自治体の若手職員等を長崎に招き、被爆の実相に触れるとともに、同世代との交流や長崎の平和の取組みを体験するなかで、参加者の意識やスキルの向上を図ることにより、各自治体における平和事業のさらなる推進を支援した。

期 間 平成 28 年 12 月 10 日（土）～12 月 12 日（月）

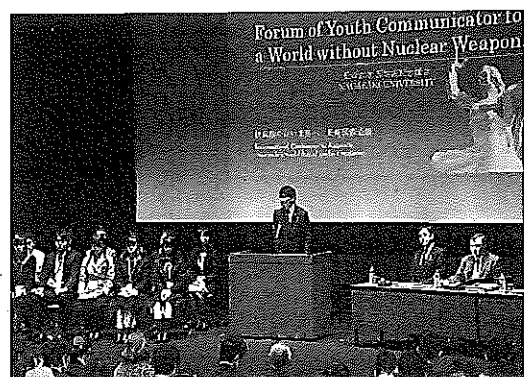
参加者 10 自治体 10 名
北見市（北海道）、逗子市、相模原市（以上神奈川県）、
松本市（長野県）、北名古屋市、半田市（以上愛知県）、岸和田市、
豊中市（以上大阪府）、広島市（広島県）、石垣市（沖縄県）

交流内容

| | |
|------|---|
| 1 日目 | 原爆資料館展示室見学、長崎大学核兵器廃絶研究センター (RECNA) との意見交換 |
| 2 日目 | 被爆遺跡のフィールドワーク、被爆体験講話、国連軍縮会議ユース非核特使イベントの傍聴 等 |
| 3 日目 | 参加者によるアクションプランの発表 「ピース・プロモーション」 |



長崎大学核兵器廃絶研究センター (RECNA) との意見交換



国連軍縮会議ユース非核特使イベント傍聴

(2) 平和事業（出張講座等）への講師派遣

ア 会員自治体の平和教育を支援するため、長崎大学核兵器廃絶研究センターと協力し、平和教育の実践に取り組む大学生等（ナガサキ・ユース代表団）を派遣。

平成 28 年度派遣実績

派遣数 2自治体（5か所）
函館市（北海道）、石垣市（沖縄県）

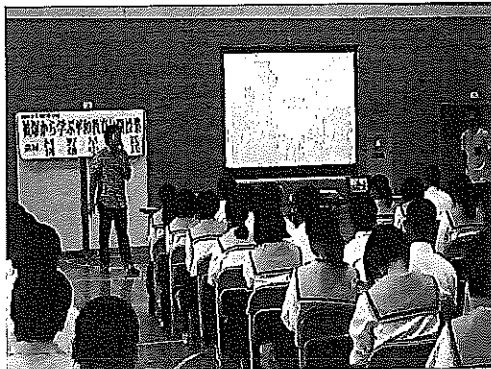
受講者数 約 930 人

イ 被爆体験を継承するため、会員自治体が主催する平和イベントに、長崎市被爆体験家族証言（交流証言）者や広島市被爆体験伝承者を派遣。

平成 28 年度派遣実績

派遣数 4自治体（6か所）
郡山市（福島県）、小千谷市（新潟県）、小金井市（東京都）
吹田市（大阪府）

受講者数 646 人



大学生（ナガサキ・ユース代表団）を北海道函館市へ派遣



長崎市被爆体験家族証言者を東京都小金井市へ派遣

平成 28 (2016) 年度 収支決算書

(単位: 円)

< 収 入 >

| 項 目 | 当初予算額 | 予算現額 ① | 収入額 ② | 予算現額と 収入額 との差 ②-① | 備 考 |
|---------|------------|------------|---------------------------|----------------------------|--|
| 1 分担金 | 13,220,000 | 13,220,000 | 13,580,000 | 360,000 | (1)都道府県・政令指定都市 9 自治体×80,000 円= 720,000 円 (2)市 (人口5万人以上) 特別区 146 自治体×60,000 円=8,760,000 円 (3)市 (人口5万人未満) 42 自治体×40,000 円=1,680,000 円 (4)町・村 121 自治体×20,000 円=2,420,000 円 323 自治体のうち分担金を減免した熊本県内の5 自治体を除く 318 自治体からの負担金収入 |
| 2 基金繰入金 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 3 雑収入 | 1,000 | 1,000 | 116 | △884 | 預金利息 |
| 4 繰越金 | 2,734,646 | 2,734,646 | 2,734,646 | 0 | 平成 27 年度繰越金 |
| 計 | 15,955,646 | 15,955,646 | 16,314,762 ^(a) | 359,116 | |

< 支 出 >

(単位: 円)

| 項 目 | 当初予算額 | 予算現額 ① | 支出額 ② | 予算残額 ①-② | 備 考 |
|-----------|------------|------------|---------------------------|-------------|--|
| 事業費 | 12,700,000 | 12,700,000 | 9,454,924 | 3,245,076 | |
| 1 総会費 | 1,200,000 | 1,200,000 | 1,139,368 | 60,632 | 第 33 回総会(松本市)開催 |
| 2 役員会費 | 2,800,000 | 2,800,000 | 2,721,847 | 78,153 | 第 1 回役員会 (松本市) 開催 第 2 回役員会 (高松市) 開催 会計監査 (長崎市) |
| 3 研修会費 | 900,000 | 900,000 | 775,387 | 124,613 | 第 1 回研修会 (松本市) 開催 第 2 回研修会 (高松市) 開催 |
| 4 調査研究費 | 800,000 | 800,000 | 303,380 | 496,620 | 資料購入・配布、調査経費、「北東アジア非核兵器地帯の創設に向けて」リーフレットの改訂等 |
| 5 親子記者事業費 | 2,200,000 | 2,200,000 | 2,144,519 | 55,481 | 参加者旅費、新聞作成印刷費等 |
| 6 原爆展事業費 | 1,900,000 | 1,900,000 | 749,776 | 1,150,224 | 巡回原爆展セット・小学校低学年向けミニミニ原爆展用ポスターの作成費 |
| 7 平和発信事業費 | 500,000 | 500,000 | 152,223 | 347,777 | 被爆アオギリ・クスノキの苗木配布、ホームページ更新 |
| 8 平和啓発事業費 | 2,400,000 | 2,400,000 | 1,468,424 | 931,576 | U-40、講師派遣 |
| 事務経費 | 3,200,000 | 3,200,000 | 2,658,837 | 541,163 | 事務運営にかかる囑託員人件費、消耗品費、通信運搬費 協議会パンフレット印刷製本費等 |
| 基金積立金 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 予備費 | 55,646 | 55,646 | 0 | 55,646 | |
| 計 | 15,955,646 | 15,955,646 | 12,113,761 ^(b) | 3,841,885 | |

収入金額 (a) 支出金額 (b) 差引金額

16,314,762 円 - 12,113,761 円 = 4,201,001 円 ... 平成 29 年度への繰越金

平成 28 (2016) 年度 特別事業準備基金 決算書

(単位：円)

| 項目 | 当初予算額 | 予算現額 ① | 決算額 ② | 差引額 ②-① | 備考 |
|--------|-----------|-----------|-----------|------------|------|
| 前年度末残高 | 8,876,724 | 8,876,724 | 8,876,724 | 0 | |
| 年度中取崩額 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 年度中積立額 | 3,000 | 3,000 | 325 | △2,675 | 預金利息 |
| 当年度末残高 | 8,879,724 | 8,879,724 | 8,877,049 | △2,675 | |

日本非核宣言自治体協議会

2016（平成 28）年度収支決算に関する監査報告

日本非核宣言自治体協議会会則第 6 条第 4 項に基づき 2016（平成 28）年度収支決算について、出納簿、出納帳票、預金通帳をもとに監査した結果、適正に執行管理されていることを認めます。

2017（平成 29）年 4 月 14 日

監 事

八尾市長

田中 誠太



豊中市長

浅利 敬一郎



議案2

研修会における会員自治体の平和の取組の発表について

1 概要

原爆投下から72年目を迎え、被爆体験・戦争体験の次世代への継承は喫緊の課題である。会員自治体間の情報共有の活性化及び被爆体験・戦争体験の継承の促進を図るため、会員自治体が平和事業の取組について発表を行う。

発表内容は、(1)被爆体験・戦争体験の継承(2)若い世代の取組み(3)被爆・戦争遺構の活用、等とする。

平成29(2017)年度第1回研修会から実施し、各回において、2つのブロックからそれぞれ20分程度の発表を行う。

発表団体は、各ブロックの役員自治体を中心となり、ブロックに所属する会員自治体から選出することとし、研修会開催2カ月前までに、事務局へ発表自治体を報告する。

発表は東日本(関東→中部→東北→北海道)、西日本(近畿→中国→四国→九州→沖縄)ごとに1都市ずつ行うこととし、スケジュールは2のとおりとする。

2 発表スケジュール

| | | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 平成31年度 | |
|------------|---|-----------|------|--------|-----|--------|-----|
| | | 第1回 | 第2回 | 第1回 | 第2回 | 第1回 | 第2回 |
| 開催地 | | 長崎市 | 武蔵野市 | 未定 | 未定 | 未定 | 未定 |
| 発表 ブロック | 1 | 関東 藤沢市 | 中部 | 東北 | 北海道 | 関東 | 中部 |
| | 2 | 近畿 枚方市 | 中国 | 四国 | 九州 | 沖縄 | 近畿 |

議案 3

平成 29 (2017) 年度 事業計画面案

※ () は平成 28 年度予算額

[事業費]

15,880 千円(12,700 千円)

- 1 第 34 回総会の開催 900 千円 (1,200 千円)
 - 日程 平成 29 年 5 月 29 日 (月)
 - 場所 長崎市 (長崎県)
 - 内容 平成 28 年度事業実施状況、決算
平成 29 年度事業計画、予算、役員体制の審議 ほか

- 2 役員会等の開催 2,800 千円(2,800 千円)

各種事業・予算・決算・次期役員体制等を審議する役員会を開催するほか、会計監査を実施する。

 - ・ 第 1 回役員会 (総会と同日開催)
 - 日程 平成 29 年 5 月 29 日 (月) 場所 長崎市 (長崎県)
 - ・ 第 2 回役員会
 - 日程 平成 30 年 2 月 8 日 (木) 場所 武蔵野市 (東京都)
 - ・ 会計監査
 - 日程 平成 29 年 4 月 15 日 (金) 場所 長崎市 (長崎県)

- 3 研修会の開催 900 千円(900 千円)

会員自治体の首長や平和事業担当職員等のために、平和講演、戦争体験講話、関連施設視察などの研修会を開催する。(役員会と同時開催)

 - ・ 第 1 回研修会
 - 日程 平成 29 年 5 月 29 日 (月) ~30 日 (火) 場所 長崎市 (長崎県)
 - ・ 第 2 回研修会
 - 日程 平成 30 年 2 月 8 日 (木) 場所 武蔵野市 (東京都)

- 4 調査研究の実施 600 千円(800 千円)
 - ・ 会員自治体の平和事業照会
 - ・ 非核宣言未実施自治体への宣言状況調査
 - ・ 参考図書購入、配布

- 5 【10回記念事業】親子記者事業の実施 4,000千円(2,200千円)
 会員自治体の小学生と保護者に長崎に派遣し、被爆の実相や平和の取り組みなどについて、親子で新聞にまとめ、その発表会を開催する。また、その新聞を会員自治体等に配布したり、ホームページに掲載したりすることにより、会員自治体の住民の平和意識の高揚を図る。この事業は今回で10回目を迎えることから、募集数を拡大し実施することとする。
 日程 平成29年8月8日(火)～11日(金・祝)
 場所 長崎市内
 募集対象 全国の会員自治体在住の小学4～6年生、保護者の18組
 選考方法 派遣者は、抽選により各ブロックから2組を決定する。
 (応募数により、東北ブロック3組、九州ブロック1組)
- 6 原爆展事業の実施 1,660千円(1,900千円)
 (1) 巡回原爆展セット(パネル等)の貸出
 (2) ミニミニ原爆展ポスターの配布
 (3) ミニミニ原爆展外国語版の増刷
 (4) 平和と学びポスターセットの配布
 (5) 平和と学びポスターセット小冊子の作成
- 7 平和発信事業の実施 500千円(500千円)
 (1) ホームページ、フェイスブックによる情報発信
 (2) 被爆樹木(クスノキ、アオギリ)の苗木の配布
- 8 平和啓発事業の実施 2,700千円(2,400千円)
 (1) U-40世代の交流によるネットワーク拡大事業
 全国自治体の若手職員等を長崎に招き、被爆の実相に触れるとともに、同世代との交流や長崎の平和の取り組みを体験するなかで参加者の意識やスキルの向上を図ることにより、各自治体における平和事業のさらなる推進を支援する。
 日程 平成29年10月26日(木)～28日(土)(予定)
 場所 長崎市内
 募集対象 40歳未満の自治体職員等 10名程度
 内容(案)
 ①被爆の実相に触れる
 (被爆体験(家族証言)聴講、原爆資料館等視察、被爆遺構めぐり)
 ②取組事例紹介、同世代の若者との意見交換
 ③原爆犠牲者慰霊世界平和祈念市民大行進ほか関連行事への参加
- (2) 平和事業(出張講座等)への講師派遣事業
 会員自治体が実施する平和事業へ講師等を派遣する(20自治体程度)。
 ①会員自治体の平和教育を支援するために、長崎大学核兵器廃絶研究センターと協力し、平和教育の実践に取り組む大学生等を派遣する。
 ②被爆体験を継承するため会員自治体が主催する平和イベントに、長崎市被爆体験家族証言(交流証言)者や広島市被爆体験伝承者を派遣する。

9 第9回平和首長会議総会への支援事業 <新規> 1,820千円(-)

(1) 参加負担金の補助

参加人数1人につき12,000円の参加負担金を支出

(1自治体につき最大2人まで参加負担金を支出)

75自治体×2人×12,000円=1,800,000円

※75自治体は第8回開催時と同様の想定(実績:47自治体70人 840,000円)

(2) 協議会紹介ブースの設置

出展料 0円

参加負担金 12,000円

振込手数料 1,000円 合計 13,000円

[事務経費]

3,600千円(3,200千円)

- ・事務局運営にかかる嘱託員、臨時職員人件費、消耗品費、通信運搬費
- ・協議会パンフレット印刷製本費 等

[予備費]

142,001円(55,646円)

支出予算額合計

19,622,001円(15,955,646円)

議案3

平成29(2017)年度 収支予算案

<収入>

(単位:円)

| 項目 | 平成29年度 ① | 平成28年度 ② | 増減 ①-② | 備考 |
|---------|-------------|-------------|-----------|---|
| 1 分担金 | 13,620,000 | 13,220,000 | 400,000 | (1) 都道府県・政令指定都市 9自治体×80,000円=720,000円 (2) 市(人口5万人以上)・特別区 145自治体×60,000円=8,700,000円 (3) 市(人口5万人未満) 42自治体×40,000円=1,680,000円 (4) 町・村 126自治体×20,000円=2,520,000円 |
| 2 基金繰入金 | 1,800,000 | 0 | 1,800,000 | 親子記者事業費の29年度増額分 |
| 3 雑収入 | 1,000 | 1,000 | 0 | 預金利息 |
| 4 繰越金 | 4,201,001 | 2,734,646 | 1,466,355 | |
| 計 | 19,622,001 | 15,955,646 | 3,666,355 | |

<支出>

(単位:円)

| 項目 | 平成29年度 ① | 平成28年度 ② | 増減 ①-② | 備考 |
|----------------------|-------------|-------------|-----------|--|
| 事業費 | 15,880,000 | 12,700,000 | 3,180,000 | |
| 1 総会費 | 900,000 | 1,200,000 | △300,000 | 第34回総会(長崎市)開催 |
| 2 役員会費 | 2,800,000 | 2,800,000 | 0 | 第1回役員会(長崎市)開催 第2回役員会(武蔵野市)開催 会計監査(長崎市)実施 |
| 3 研修会費 | 900,000 | 900,000 | 0 | 第1回研修会(長崎市)開催 第2回研修会(武蔵野市)開催 |
| 4 調査研究費 | 600,000 | 800,000 | △200,000 | 資料購入・配布、調査経費等 |
| 5 親子記者事業費 | 4,000,000 | 2,200,000 | 1,800,000 | 参加者旅費、新聞作成印刷費等 |
| 6 原爆展事業費 | 1,660,000 | 1,900,000 | △240,000 | 巡回原爆展セット等の送料、平和と学びポ スターセット冊子版の作成、 ミニミニ原爆展外国語版の増刷 |
| 7 平和発信事業費 | 500,000 | 500,000 | 0 | 被爆アオギリ・クスノキの苗木配布、 ホームページ更新 |
| 8 平和啓発事業 | 2,700,000 | 2,400,000 | 300,000 | U-40世代の交流によるネットワーク拡大 事業、平和事業への講師派遣事業 |
| 9 平和首長会議総 会への支援事業 | 1,820,000 | 0 | 1,820,000 | 参加負担金の補助、協議会紹介ブースの設 置 |
| 事務経費 | 3,600,000 | 3,200,000 | 400,000 | 事務運営にかかる嘱託員、臨時職員人件 費、消耗品費、通信運搬費 協議会パンフレット印刷製本費等 |
| 基金積立金 | 0 | 0 | 0 | |
| 予備費 | 142,001 | 55,646 | 86,355 | |
| 計 | 19,622,001 | 15,955,646 | 3,666,355 | |

平成 29 (2017) 年度 特別事業準備基金予算案

(単位：円)

| 項目 | 29 年度予算 ① | 28 年度予算 ② | 増減 ①-② | 内 訳 |
|--------|--------------|--------------|------------|-------------------|
| 前年度末残高 | 8,877,049 | 8,876,724 | 325 | |
| 年度中取崩額 | △1,800,000 | 0 | △1,800,000 | 親子記者事業費の 29 年度増額分 |
| 年度中積立額 | 1,000 | 3,000 | △2,000 | 預金利息 |
| 当年度末残高 | 7,078,049 | 8,879,724 | △1,801,675 | |

議案 4

平成 29 (2017) 年度日本非核宣言自治体協議会役員体制 案

(平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日)

| 役職名 | 所属ブロック名 | 自治体名 (都道府県名) | 首長氏名 |
|------------|---------|--------------|--------|
| 会 長 | 九 州 | 長崎市 (長崎県) | 田上 富久 |
| 副会長 | 関 東 | 藤沢市 (神奈川県) | 鈴木 恒夫 |
| | 近 畿 | 枚方市 (大阪府) | 伏見 隆 |
| | 中 国 | 広島市 (広島県) | 松井 一實 |
| | | 廿日市市 (広島県) | 眞野 勝弘 |
| | 沖 縄 | 那覇市 (沖縄県) | 城間 幹子 |
| 幹 事 | 北海道 | 札幌市 (北海道) | 秋元 克広 |
| | | 函館市 (北海道) | 工藤 壽樹 |
| | | 旭川市 (北海道) | 西川 将人 |
| | 東 北 | 美里町 (宮城県) | 相澤 清一 |
| | | 秋田市 (秋田県) | 穂積 志 |
| | | 山形市 (山形県) | 佐藤 孝弘 |
| | 関 東 | 日野市 (東京都) | 大坪 冬彦 |
| | 中 部 | 甲府市 (山梨県) | 樋口 雄一 |
| | | 四日市市 (三重県) | 森 智広 |
| | 近 畿 | 高槻市 (大阪府) | 濱田 剛史 |
| | 中 国 | 鳥取市 (鳥取県) | 深澤 義彦 |
| | | 福山市 (広島県) | 枝広 直幹 |
| | 四 国 | 高松市 (香川県) | 大西 秀人 |
| | | 高知市 (高知県) | 岡崎 誠也 |
| | 九 州 | 大分市 (大分県) | 佐藤 樹一郎 |
| | | 宮崎市 (宮崎県) | 戸敷 正 |
| | 沖 縄 | 北谷町 (沖縄県) | 野国 昌春 |
| 南風原町 (沖縄県) | | 城間 俊安 | |
| 監 事 | 近 畿 | 豊中市 (大阪府) | 浅利 敬一郎 |
| | 近 畿 | 八尾市 (大阪府) | 田中 誠太 |

日本非核宣言自治体協議会 第34回総会決議（案）

広島、長崎に原子爆弾が投下されて72年となる今年、「核兵器のない世界」の実現に向けて大きな節目を迎えようとしている。

国際社会において、核兵器禁止条約の締結を望む市民社会の大きな声に後押しされ、2016年12月、国連総会で、「核兵器禁止条約の交渉会議を求める決議」が113か国もの賛成多数で採択された。これを受けて、今年3月、国連本部で核兵器禁止条約の制定に向けた交渉会議が開幕し、7月にはその交渉が山場を迎える。核兵器廃絶を長年訴えてきた世界中の人々の宿願である、「核兵器の非合法化」が実現することを心から祈念する。

この条約が、核保有国と核兵器に依存する国を含むすべての国の参加のもと制定されることが望ましいことは言うまでもない。実効性のある核兵器の法的禁止の実現のため、すべての国々に交渉会議への参加を強く求める。また、唯一の戦争被爆国の日本政府には、交渉会議の中で、核保有国と非核保有国の橋渡し役として力強いリーダーシップを発揮することを要請する。

一方で、世界的な核兵器禁止の流れに逆行するように、北朝鮮は2016年9月に5回目の核実験を強行した。その後も弾道ミサイルを幾度となく発射し、近い将来、飛翔距離を米国大陸まで到達させるともいわれている。これらの暴挙は、私たちが暮らす北東アジア地域のみならず、世界の平和と安全を脅かしている。私たちは、北朝鮮の核兵器による威嚇や攻撃を断じて許すことはできない。本協議会は会員都市が一丸となって、北朝鮮に対し核兵器の放棄を求めるとともに、この地域の核抑止力に依存しない安全保障体制の確立のため、かねてから提案する、わが国と朝鮮半島を非核化する「北東アジア非核兵器地帯」創設を粘り強く求めていく。

今年8月、162か国・地域から7,200を超える都市が加盟する「平和首長会議」の第9回総会が長崎市で開催される。私たちはその取組を支援し、世界の都市との連携をさらに深めていきたい。

被爆から72年目を迎え、被爆者・戦争体験者が高齢化する中、若い世代への継承は喫緊の課題である。本協議会は引き続き、会員都市が連帯し、平和の尊さを発信できる人材の育成や、戦争や被爆の体験の次世代への継承に尽力し、住民が安心して暮らしていける地域社会の実現に向けて活動することをここに決議する。

2017（平成29）年5月29日
日本非核宣言自治体協議会

参 考 资 料

日本非核宣言自治体協議会会則

(名 称)

第1条 この会は、日本非核宣言自治体協議会（以下「協議会」という。）という。

(目 的)

第2条 この協議会は、非人道的核兵器の使用が、人類と地球の破滅の危機をもたらすことにかんがみ、生命の尊厳を保ち、人間らしく生活できる真の平和実現に寄与するため、全国の自治体さらには、全世界のすべての自治体に核兵器廃絶、平和宣言を呼びかけるとともに、非核都市宣言を実施した自治体間の協力体制を確立することを目的とする。

(組 織)

第3条 この協議会は、前条の目的に賛同する全国の非核宣言自治体（以下「会員」という。）をもって組織する。

(事 業)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行なう。

- (1) 非核都市宣言に関する情報及び資料の収集及び交換
- (2) 非核都市宣言の呼びかけのために必要な調査研究
- (3) 非核都市宣言の呼びかけのための活動
- (4) 前3号に掲げるもののほか協議会の目的を達成するために必要な事業

(役 員)

第5条 協議会に次の役員をおき、知事、市区町村長をもって充てる。

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 会 長 | 1 名 | 副会長 | 5 名以内 |
| 幹 事 | 18 名以内 | 監 事 | 2 名 |

2 役員を選出は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、及び監事は、役員会において推薦する。
- (2) 各ブロックから幹事1名以上を選出する。
- (3) 役員は総会で決定する。

3 ブロックの構成は、会長が別に定める。

4 役員任期は1年とする。ただし、再任されることができる。

(役員職務)

第6条 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する順位によりその職務を代理する。

3 幹事は、協議会の運営を補佐するとともに所属するブロックの研修及び活性化に努める。

4 監事は、会務の監査にあたる。

(顧 問)

第7条 協議会に顧問を置くことができる。

2 会長は、役員会の承認を得て顧問を委嘱する。

3 顧問は、協議会の総会に出席して意見を述べるることができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は会長の自治体に置き、協議会の庶務及び会計を行なう。

(会 議)

第9条 協議会の会議は、総会及び役員会とする。

2 会議は会長が招集し、その議長となる。

3 総会は、事業報告及び決算の承認、事業計画及び予算並びに重要事項について審議し、決定する。

4 総会は、年1回の開催とする。ただし、必要により臨時に開くことができる。

5 役員会は、会長、副会長、幹事及び監事をもって構成し、総会にはかる重要事項等について審議するため、必要に応じて開催する。

(会計年度)

第10条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経 費)

第11条 協議会の経費は、分担金をもって充てる。

2 会員の分担金の額は、別表のとおりとし、その納入期日は、当該年度の5月31日までとする。

(雑 則)

第12条 この会則に定めるもののほか協議会の運営について必要な事項は、会長が役員会と協議して定める。

附 則

この会則は、昭和59年8月5日から施行する。

附 則

この会則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和61年8月5日から施行する。

附 則

この会則は、平成2年8月8日から施行する。

附 則

この会則は、平成4年8月5日から施行する。

附 則

この会則は、平成9年8月5日から施行する。

附 則

この会則は、平成11年8月5日から施行する。

附 則

この会則は、平成21年4月1日から施行する。

(別 表) 自治体分担金の額

| 区 分 | 分担金の額 |
|--------------|---------|
| 都・道・府・県 | 80,000円 |
| 政令指定都市 | 80,000円 |
| 5万人以上の市及び特別区 | 60,000円 |
| 5万人未満の市及び特別区 | 40,000円 |
| 町・村 | 20,000円 |

特別事業準備基金要綱

(目的及び設立)

第1条 本協議会が開催する記念事業並びに国際会議などの特別事業の安定した財源を確保するため、特別事業準備基金を設立する。

(基金の積立額)

第2条 基金の積み立てる額は予算で定める額とする。

(積み立て)

第3条 基金として積み立てる額は、次の各号に掲げるものの合計額とする。

- (1) 事業の趣旨に沿う寄付金
- (2) 協議会の資金
- (3) 基金から生じる収益金

(管 理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じて最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(処 分)

第5条 基金は次に掲げる事業等に要する費用に限り、これを処分することができる。

- (1) 記念事業
- (2) 国際会議の開催
- (3) その他役員会において必要と認められた場合

(委 任)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成5年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

国際会議等参加費補助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日本非核宣言自治体協議会（以下「協議会」という。）会則第2条に基づいて、非核自治体の国際会議に参加する会員自治体に対して、その参加旅費の一部を補助することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助の対象となる国際会議)

第2条 補助の対象となる国際会議は、国外で開催される次の議会とする。

- (1) 非核自治体国際会議事務局の主催する世界会議及び委員会。
- (2) 非核自治体地域会議。
- (3) 上記以外の国際会議で、役員会において承認されたもの。

(補助額)

第3条 補助金は、参加する自治体を単位として交付することとする。

2. 補助金の額は、国際会議等ごとに一自治体10万円を限度とし、予算の範囲内で会長が決定する。

(補助金の申請手続)

第4条 補助金の交付を希望する自治体の長は、補助交付申請書（別紙様式）に経費の内訳（見積書の写しでも可）を添えて会長に提出しなければならない。

(報告書の提出)

第5条 補助金の交付を受けた者は、帰国後1ヶ月以内に事業報告書（別紙様式）を、会長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第6条 補助金の交付を受けた者が、その補助金を目的以外に使用したときは、交付した補助金の全部または一部を返還させることがある。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は役員会の承認を得て、会長が定める。

附則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成2年8月8日から施行する。

国際会議参加補助金交付申請書

平成 年 月 日

日本非核宣言自治体協議会会長 様

自治体名 _____

住 所 _____

首長名印 _____ 印

次のとおり申請します

| | |
|-------|-------------------|
| 会議の名称 | |
| 会議の期日 | |
| 会議の場所 | |
| 計画の概要 | 概算経費 |
| | 日 程 平成 年 月 日～ 月 日 |
| 添付書類 | |

国際会議参加補助金報告書

平成 年 月 日

日本非核宣言自治体協議会会長 様

自治体名 _____

住 所 _____

首長名印 _____ 印

次のとおり報告します

| | |
|-------|--------------|
| 会議の名称 | |
| 会議の期日 | |
| 会議の場所 | |
| 経過と内容 | 補助金額 _____ 円 |
| | |
| 添付書類 | |